

令和6年度に確認された不適正 事案について

〔全サービス対象〕

令和6年度に確認された不適正事案について

1. 同一建物等減算について

(1) 減算の概要

(2) 同一建物等減算の考え方について

(3) 不適正な事案

2. 虐待の防止について

(1) 高齢者虐待に関連する調査結果

(2) 運営基準

(3) 不適正な事案

3. 行政処分について

(1) 行政処分の概要

(2) 行政処分の要件

1 同一建物等減算について

1 同一建物等減算について

(1) 減算の概要【訪問系サービス】

同一建物等居住者に対しては短い移動時間、距離で多くの訪問が行えることから、報酬の適正化を行うために減算するもの。

令和6年度介護報酬改定により、訪問介護に12%減算が追加された。

名称	減算の割合/単位数
訪問介護 (①～④)	① 1回につき90 / 100
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション (①～③)	② 1回につき85 / 100
	③ 1回につき90 / 100
	④ 1回につき88 / 100 (新)

適用要件/概要
① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②及び④に該当する場合を除く。)
② 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④ 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②に該当する場合を除く) に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

1 同一建物等減算について

(2) 同一建物等減算の考え方について

前ページ適用要件／概要のうち、

「事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」には、次の場合を含む。

- ・道路等（河川などで横断のために迂回が必要な場合を除く）を挟んで設置してある場合
- ・同一敷地内の別棟の建物（敷地が広大で移動に時間がかかる場合は除く）

「事業所」については、

介護保険法施行規則第114条第1項より、

事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

を届け出る必要がある。

1 同一建物等減算について

(2) 同一建物減算の考え方について

県通知「令和6年度介護報酬改定等に関する留意事項について」（令和6年6月14日付け長寿－587）より

3 訪問介護等における同一建物等減算の取扱いについて

(略)、集合住宅が実質的に事業所の機能を有していると判断される場合（例えば、集合住宅から離れた場所を事業所として届出しているが、サービス責任者や訪問介護員等は集合住宅内に常駐して、実質的に集合住宅と同一建物内で介護サービスを提供している場合など）は、利用者の人数にかかわらず、同一建物等減算を適用することが適当と認められます。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営していて、上の例に該当する場合は変更届及び加算届を提出し、減算を適用すること。

美の国あきたHP「令和6年度介護報酬改定等に関する留意事項について」

参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/82589>

1 同一建物等減算について

(3) 不適正な事案

事案

訪問介護事業所Aと同法人が運営する有料老人ホームBにおいて、Aには訪問介護員は常駐せず、B内にある事務所に出勤していた。管理者についてもAで作業することはあるが、訪問介護利用者の資料等はBに保管している状況で、同一建物等減算は適用せずに請求していた。

指摘内容

- ・ 有料老人ホームBについて訪問介護事業所の一部として使用される事務所としての実態が認められるため、届出内容と実際の運営体制について整合を図ること。
- ・ 訪問介護員が常駐する有料老人ホームBに居住する者に訪問介護サービスを提供しているが、同一建物等減算が適用されていないため、適正に処理すること。

2 虐待の防止について

2 虐待の防止について

(1) 高齢者虐待に関連する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待等の件数の推移（秋田県内）

		R2	R3	R4	R5
養介護施設従事者等による高齢者虐待（推移）	相談・通報件数	12	16	14	18
	虐待の事実が認められた件数	7	6	4	7

出典：令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

虐待発生要因

- チームケア体制・連携体制が不十分
- 経営層の現場の実態の理解不足
- 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分
- 職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい
- 職員が相談できる体制が不十分
- 職員の業務負担の大きさ など

美の国あきたHP参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/86160>

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

【全サービス】

虐待の発生・再発防止のための体制整備については、令和6年度介護報酬改定により義務化
(居宅療養管理指導については3年間の経過措置あり)

・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、従業者への周知徹底
- 2 虐待の防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- 4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

※身体的拘束等適正化担当者等、他の担当との兼務や他事業所との担当兼務も可能。

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の定期的な開催、従業者への周知徹底

次のような事項について検討を行う。

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待防止委員会は関連の深い他の委員会と一体的に設置することも可能

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

2 虐待の防止のための指針の整備

必要項目一覧

- ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

①新規採用時

②特定施設入居者生活介護、施設サービス…年2回以上

その他のサービス …年1回以上

の研修を実施し、記録を残すこと。

4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい
- ・身体的拘束等適正化担当者等、他の担当との兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）（※）】

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が講じられていない場合、減算規定がある

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の周知
- ②虐待の防止のための指針
- ③従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な開催
- ④①～③を適切に実施するための担当者の設置

(※) 福祉用具貸与については、令和9年3月31日までは適用しない。

○ **高齢者虐待防止措置未実施減算**

減算割合 所定単位数の99 / 100

2 虐待の防止について

(3) 不適正な事案

事案

虐待認定事案が発生した事業所において、虐待防止に関する担当者が規定されていない、虐待防止のためのマニュアルについて職員の周知が十分になされていない状況が確認された。

指摘内容

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者が不明確であるため、担当者を置くこと。
- 虐待の防止のための指針について、「虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針」の項目を盛り込むこと。

3 行政処分について

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

都道府県知事は、次の各号(省略)のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(介護保険法第77条)

【介護保険法における処分規定(県)】

- 第77条 ……指定居宅サービス事業者
- 第92条 ……指定介護老人福祉施設
- 第104条 ……介護老人保健施設
- 第114条の6 ……介護医療院
- 第115条の9 ……指定介護予防サービス事業者

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

指定(許可)取消

- ・効力発生日から指定(許可)の効力を失う。

指定(許可)効力の全部又は一部停止

[全部停止]

- ・効力発生日から一定期間、指定(許可)の効力を失う。

[一部停止]

- ・効力発生日から一定期間、新規利用受入を停止する。
- ・効力発生日から一定期間、介護報酬の上限を設ける。

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

【留意事項】

連座制

- ・ 指定取消処分を受けた事業主体について、役員等の組織的な関与があったと認められた場合、処分の日から5年間、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所について指定更新がされない。

同一サービス類型：以下のサービスごとに分類される。

居宅介護サービス（特定施設除）	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス（居住系除）	地域密着型サービス（居住系）
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防サービス（特定施設除）	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護除）	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援	（介護療養型医療施設）

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

1 指定(※)要件違反

○施設等が指定要件を満たさなくなったとき

○施設等が指定に付された条件を満たさなくなったとき

(※)介護老人保健施設では「許可」(以降同様)

2 指定基準違反

○施設等が、条例に定める人員基準を満たすことができなくなったとき

○施設等が、条例に定める設備基準又は運営基準に従って、適切なサービス運営をすることができなくなったとき

3 人格尊重・忠実義務違反

○施設等が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法等に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない義務に違反したとき

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

4 不正請求

○施設等が、不正請求を行ったとき

5 虚偽報告

○施設等が、監査(※)において、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を拒否し、又は虚偽の報告をしたとき

(※)県、市町村等の指定権者による介護保険法に基づく監査

6 検査忌避

○施設等又はその従業者が、監査における出頭に応じず、その質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(ただし、施設等の従業者がその行為をした場合で、その行為を防止するため、施設等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

7 虚偽申請

○施設等が、不正の手段により指定を受けたとき

8 法令違反

○施設等が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき

○施設等が、その介護サービス等に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき

○法人である申請主体である法人の役員等又は法人でない申請主体の管理者が、指定の取消し等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき